

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

組織改正に伴う変更、原子力防災訓練の実施方法に関する変更、緊急時活動レベルの一部変更による修正を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和 6 年 11 月 1 日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

（1）組織改正に伴う変更

①事業所の名称変更

本文中、「別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」、「別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材」、「別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」及び「別表－12 原子力災害対策活動で使用する資料」で表記される大洗研究所の名称について、事業所の名称を「大洗原子力工学研究所」に変更する。

②支援本部の名称等の変更

「第 2 章 原子力災害予防対策の実施」の「第 1 節 原子力防災体制の整備」及び「別図－1（2）機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、支援本部の名称を「敦賀事業本部」に変更するとともに、本部長の職制を修正する。

③原子力防災管理者の代行順位の変更

「別表－3 原子力防災管理者の代行順位」について、研究炉加速器技術部及び臨界ホット試験技術部を統合し、研究基盤技術部となることで原子力防災管理者の代行順位を変更する。

④原子力緊急事態支援組織の事業所の名称変更

「別表－16 原子力緊急事態支援組織」について、原子力緊急事態支援組織の事業所の名称を「福島廃炉安全工学研究所」に変更する。

（2）原子力防災訓練の実施方法に関する修正

「第 2 章 原子力災害予防対策の実施」の「第 5 節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施」について、令和 5 年 11 月 22 日付け「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正に伴い、原子力防災訓練の実施方法に関する 2 部制訓練を明文化し修正する。

(3) 緊急時活動レベルの（EAL）の一部変更

「別表－１９原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（5/7）」について、原子力災害対策指針との整合を図るため、GE55のEAL事象で示す原子力事業所周辺の住民の「避難」という表現を「避難、屋内退避その他の防護措置の実施」に修正する。

以 上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①～④、(2)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上